

高知県災害対策本部規程の改正(R3.4.1)の概要

1 警戒本部及び警戒支部の設置

風水害時等の第2配備又は震災時の第2配備の体制をとる時は、危機管理部長を警戒本部長とする警戒本部を設置するとともに、必要に応じて南海トラフ地震対策推進地域本部長を警戒支部長とする警戒支部を設置することを新たに追加した（第13条）。

2 配備及び動員体制の見直し

県内における震度4以上の地震発生時の被害状況、他都道府県の状況を参考に、次の見直しを実施した。

(1) 震災時の配備体制の見直し（3配備体制→4配備体制）（第12条）

(2) 震災第1配備から第4配備の配備基準及び動員体制等の見直し（別表7）

配備体制		配備基準	見直し
震災第1配備 警戒体制		震度4	第2→第1配備
		津波注意報	—
震災第2配備 警戒本部体制		震度5弱	第3→第2配備
		津波警報	—
		臨時情報（調査中）	—
災 対 本 部 体 制	震災第3配備	震度5弱＋甚大被害	新設
		津波警報＋甚大被害	新設
	震災第4配備 （新設）	震度5強以上	第3→第4配備
		大津波警報	第3→第4配備
		臨時情報（注意又は警戒）	第3→第4配備

3 機構改革に伴う修正

令和3年4月1日付け機構改革に伴う修正を実施した（別表1～4）。

（該当部局：総務部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、林業振興・環境部）